

「K i t a C o m i n g !北上市」ロゴマーク取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、「K i t a C o m i n g !北上市」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(デザインの基準)

第2 ロゴマークのデザインは、別添「北上市都市ブランドメッセージロゴマーク使用ガイドライン」のとおりとする。

(使用承認)

第3 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が業務のために使用する場合
- (2) 教育機関等が教育の目的で使用する場合
- (3) 自治組織、NPOその他の公共的な活動を行う団体が使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌その他の報道機関が報道の目的で使用する場合
- (5) 市長が申請を要しないと認めた場合

(使用用途の範囲)

第4 ロゴマークの使用用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の都市ブランド推進に寄与するもの
- (2) 市を広くPRしようとするもの
- (3) 市のイメージアップを図るもの
- (4) 市民が主体となるまちづくり等に関するもの
- (5) 広く市民等が参加できるもの
- (6) その他市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 選挙活動又は宗教活動に使用する場合
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (3) 別添「北上市都市ブランドメッセージロゴマーク使用ガイドライン」に反する使用のおそれがある場合
- (4) その他承認することが不適当と認められる場合

(使用申請)

第5 ロゴマークの使用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、使用用途ごとに「K i t a C o m i n g !北上市」ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請が適当と認められるときは、「K i t a C o m i n g !北上

市」ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により通知するとともにロゴマークのデータを申請者に送付するものとする。

3 市長は、前項の承認に管理上必要な条件を付することができる。

（使用料及び手数料）

第6 ロゴマークの使用料及び手数料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

（改善の指示）

第8 市長は、ロゴマークの使用について不適切と認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

（承認の取消し）

第9 市長は、第8による改善の指示にもかかわらず、使用者が速やかに改善の措置を講じない場合は、使用承認を取り消し、使用を差し止めることができる。

（事故、苦情等の処理）

第10 ロゴマークを使用した制作物又は役務に関する事故、苦情等が発生した場合は、市長は、その責を負わないものとし、使用者がその責任の下に必要な措置を講じるものとする。

（管理主体）

第11 ロゴマークの管理は、企画部都市プロモーション課で行う。

（補則）

第12 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。